

別表第5（第13条関係）

経営事項等審査基準

事項名	審査方法				
客観的事項	建設業法第27条の23第2項の経営事項審査による。				
		工事成績 平均点	69点以下	70点以上 75点以下	76点以上
	工事成績	付加点	70点を減じて得た点数に0.01を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数（小数点以下四捨五入）	0点	75点を減じて得た点数に0.01を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数（小数点以下四捨五入）。この場合において、付加点の上限値は、客観的事項による評点に0.15を乗じた点数までとする。
	指名停止		決算日前2年間において、指名停止を受けた者は、指名停止期間の月数（1月に満たない場合は切上げ）に0.02を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数（小数点以下四捨五入）を100点を限度に減ずる。		
	優秀工事表彰		決算日前1年間において、優秀工事表彰を受けた者は、表彰を受けた建設工事の契約の種類に対して30点を加える。		
	技術職員数		希望する建設工事の契約の種類ごとに、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）第一の三に規定する技術職員の数に次に掲げる点数を乗じ、それらを合算した点数を80点を限度に加える。 (1) 1級監理受講者 6点 (2) 1級技術者 5点 (3) 監理技術者補佐 4点 (4) 基幹技能者等 3点 (5) 2級技術者等 2点 (6) その他の技術者 1点		
発注者別評価	障害者雇用		次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしている者に対して20点を加える。 (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用義務がある者 同法に基づく障害者雇用率を達成していること。 (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用義務がない者 1年間以上継続して雇用している障害者を1人以上雇用していること。		
	建設業労働災害防止協会		建設業労働災害防止協会へ加入している者に対して5点を加える。		
	エコアクション21		エコアクション21の認証・登録がされている者に対して5点を加える。		
	一般事業主行動計画		次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、一般事業主行動計画を策定している者に対して5点を加える。		
	障害者就労施設等からの物品等調達		申請日の属する月の前月末日以前1年間において、市内の障害者就労施設等から20万円以上の物品等を調達した者に対して5点を加える。		
	消防団活動への協力		従業員が消防団員として2人以上入団している事業所で、消防団協力事業所として認定を受けているものに対して10点を加える。		
	地域貢献		ながさき型地域貢献企業等の認定を受けている者に対して10点を加える。		
	災害協力	防災協定	本市と大規模災害発生時における支援活動に関する協定書を締結した団体に所属し、大規模災害発生時に一定の役割を担う者であつて、かつ、決算日前1年間において、団体から活動実績（防災訓練への参加又は資機材の保有状況の確認を行う等）の報告があつた者に対して10点を加える。		
		災害表彰	決算日前1年間において、長崎市災害緊急対応等功労者表彰要綱（令和3年長崎市告示第641号）第4条の規定による表彰を受けた者に対して10点を加える。		

提出書類一覧表

◎提出の手引きを参照のうえ、次の必要書類を提出してください。（提出部数：1部）

番号	提出書類	手引き 掲載ページ	法人			個人 市内	チェック 欄
			市内	認定市内	準市内		
1	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書 ～建設工事～(2枚1組) ※紙申請のみ	指定様式	4	○		○	
2	法人市民税確定申告書(第20号様式)の写し ※直近で長崎市に申告したもの	—	7	○	○	○	—
3	法人市民税課税標準の分割に関する明細書(第22号の2様式)の写し △=2以上の市区町村に事業所等を有する事業者のみ	—	7	△	△	△	—
4	5年以上市内で事業を継続していることが確認できる書類 ※本市へ申告した直近5年分(申請日の5年前以前の直近の決算日に係るものまで)の法人市民税確定申告書の写しなど	写し可	7	—	○	—	—
5	代表者の住民票の写し ※申請書提出日以前3か月以内に発行されたもの	写し可	8	—		○	
6	長崎市の個人市民税・個人県民税(特別徴収)領収証書の写し(直近1か月分) ※長崎市において特別徴収を実施していない場合は、別途提出が必要な書類がありますので、詳しくはフローや手引きをご確認ください。	—	8	○	○	○	—
7	建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し	—	9	○		○	
8	専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し	—	9	○	○	○	—
9	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	—	9	○		○	
10	長崎市の市税を滞納していない旨の証明書(完納証明書) △=長崎市内に本社、支社、営業所がある場合のみ ※申請書提出日以前3か月以内に発行されたもの	写し可	9	○	○	○	△
11	消費税及び地方消費税を滞納していない旨の証明書 法人(納税証明書その3又はその3の3) 個人(納税証明書その3又はその3の2) ※申請書提出日以前3か月以内に発行されたもの	写し可	9	○		○	
12	△ 希望する 者 の み 建設業労働災害防止協会加入証明書 ※申請書提出日以前3か月以内に発行されたもの	指定様式	10	△	—	—	△
13	エコアクション21認証・登録証の写し	—	10	△	—	—	△
14	一般事業主行動計画策定・変更届の写し	—	10	△	—	—	△
15	障害者就労施設等からの物品等の調達を証する書類	—	10	△	—	—	△
16	消防団協力事業所の認定証・認定継続に係る通知の写し	—	11	△	—	—	△
17	ながさき型地域貢献企業等認定結果通知書の写し	—	11	△	—	—	△
18	工事の実績を証明する書類 △=入札保証金を要する案件で、入札保証金の免除を希望する場合のみ ※完成確認書やコリンクの登録内容確認書など(工事経歴書は受付不可)	写し可	11	△		△	
19	技術職員名簿の写し	—	11	○	○	—	○
20	返信用封筒(1部、110円切手貼付、宛名記入) △=紙の認定通知書の交付を希望する場合のみ ※受領票の送付を希望する場合は追加で1部 ※申請書類が令和6年9月13日(金)までに契約検査課で受領される見込みの場合、84円切手可。	—	11	△		△	

※必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。

○:必須 △:該当者のみ

※ の網掛けの項目は、市内業者のみ提出してください。

切り取り

この受領票は提出書類と一緒に送付してください。(希望者のみ)

長崎市建設工事等 競争入札参加資格 審査申請書 (建設工事) 受領票	商号(名称)	受領印
--	--------	-----

※必ず記入すること。

年 月 日

建設業労働災害防止協会

長崎県支部長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

建設業労働災害防止協会加入証明願

当社について、下記、決算日以降、建設業労働災害防止協会长崎支部
長崎分会員であることを証明願います。

記

決算日（審査基準日） 年 月 日

第 号

上記のとおり会員であることを証明する。

年 月 日

建設業労働災害防止協会

長崎県支部長 印